

## 6. 事業者変更

### [ 登録事項変更届 + 運転者証交付 ]

- ①登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ②運転者証交付申請書（第九号様式）

添付書類：③雇用条件及び雇用契約証明  
④写真 1 枚（申請前 6 ヶ月以内に撮影、縦 6 cm・横 4 cm、単独、無帽、正面、無背景、顔の大きさ 3 cm 以上、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）

来 所 時：第二種運転免許証に係る運転免許証（コピー不可）を提示

郵送申請時：第二種運転免許証に係る運転免許証の写し（別紙様式 1）

運転者証交付手数料：1, 800 円

※ 前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要です。

※ 他の単位地域で登録していた方は、もとの原簿から登録を  
消除している必要があります。

登録は、新規登録となります。

## 第四号様式

登録事項変更等届出書																		
登録番号												届出年月日						
一般社団法人山口県タクシー協会 殿												令和     年     月     日						
運転免許証の番号		(新)	：	：	：	：	：	：	：	一	：	法第7条第1項第1号に該当		運転免許の効力停止期間の短縮				
		(旧)	：	：	：	：	：	一	：	：	：							
運転免許証の有効期限		(新) 令和 年 月 日										法第7条第1項第2号に該当		法第7条第1項第5号に該当				
		(旧) 令和 年 月 日																
運転免許証の二種の種類		(新)	1. 大型	2. 中型	3. 普通	法第7条第1項第2号に該当		法第7条第1項第5号に該当										
		(旧)	1. 大型	2. 中型	3. 普通													
氏名		フリガナ											事業者	事業者コード	：	：	：	：
		(新)												(新)				
		(旧)												(旧)				
		住所コード	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		：	：	：		
住 所		フリガナ												(新)				
		(新)											(新)					
(旧)												(旧)						
届出者の氏名																		
住 所																		

- 注 (1) 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は、(旧)の欄とする。
- (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
- (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
- (4) 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
- (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第十号様式

# 運転者証訂正再交付申請書

登録番号

## 一般社団法人山口県タクシー協会 殿

## 運転免許証の番号

申請年月日

フリガナ	
氏名	

住 所

訂正の内容又は 再交付の事由	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 期限変更</li><li>2. 氏名、名称変更</li><li>3. 汚損</li><li>4. 盗難</li><li>5. 紛失</li><li>6. その他</li></ul>
-------------------	---

### 氏名又は名称

注 (1) 申請書の名称中不要の文字は、消すこと。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

# 雇用条件及び雇用契約証明

運転者氏名

運転者現住所

上記の者は、当社(方)のタクシー運転者として次の内容により雇用している（する予定の）者に相違ありません。

## 1. 雇用条件

次の（1）から（5）のいずれかにも該当する者ではない。

- (1) 日日雇い入れられる者
- (2) 2月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- (4) 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- (5) 安全関係、地理、旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後少なくとも10日間の指導が行われていない者（ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れの日前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りでない。）

## 2. 雇用契約

次のとおり雇用し、タクシー運転者として選任している（する予定の）者である。

雇用（予定）日：令和 年 月 日

・雇用の日、期間を定めて使用されるときは

その期間：

・試みの試用期間を定めて使用されるときは

その期間：

賃金の支払い方法：

上記の条件に該当する場合は記入すること。

令和 年 月 日

事業者住所

氏名又は名称